電子情報通信学会東北支部学生学会活動貢献賞表彰規程

（趣旨）

第１条　本表彰は，電子情報通信学会東北支部（以下，東北支部）が所掌する活動への自主的かつ積極的な運営参加によって，東北支部事業の活性化および電子工学・情報通信の発展に貢献した学生に対し「電子情報通信学会東北支部学生学会活動貢献賞（以下，本賞）」を授与し，その功績を称えることを目的とする．

（表彰事由）

第２条　以下のいずれかに該当する学生個人または学生団体を表彰する．

⑴ 電子情報通信学会の主催・共催・協賛等の事業において，学生が主体となって行った活動で東北支部事業の活性化に大きく貢献したと認められるもの．

⑵ 会員数増加に大きく貢献したことが認められるもの．

⑶ その他，東北支部における各種活動への目立った貢献が認められるもの．

（受賞条件）

第３条 受賞対象者は，対象となる活動を行った時点で，東北地域（青森，岩手，宮城，秋田，山形及び福島の各県）の高専・大学・大学院の学生であることとする．

（対象期間）

第４条　本賞の対象となる期間は，毎年１月１日から１２月３１日までの１年間とする．

（表彰種別）

第５条　表彰の種別は以下のとおりとする．

⑴ 対象期間において，東北支部活動の活性化に最も貢献したと認められる学生または団体に最優秀貢献賞を授与する．

⑵ 対象期間において，東北支部活動の活性化への貢献が認められる学生または団体に貢献賞を授与する．

（推薦方法）

第６条　本賞への推薦は以下により行われるものとする．

(1) 東北支部が定める所定の様式による．

(2) 東北支部正員による推薦を必要とする．

（表彰方法）

第７条　表彰は以下の方法に従い行う．

(1) 最優秀貢献賞受賞者には賞状および副賞（2万円以内相当）を授与する．

(2) 貢献賞受賞者には賞状を授与する．

(3) 表彰は受賞者決定時点における支部長名により行う．

（選考方法）

第８条　選考は以下の方法に従い行う．

⑴ 東北支部運営委員若干名からなる選考委員会を組織し選考を行う．

⑵ 東北支部運営委員会は選考委員会の選考結果を審議し，受賞者を決定する．

（改定）

第９条　本規程は支部運営委員会の承認を経て改定することができる．

（付則）

(1) 本規程は，2020年6月8日支部運営委員会に決定．

(2) 本規程は，2020年6月8日より施行する．